

ISSUE BRIEF

日本の当面する外交防衛分野の諸課題

—第 169 回国会（常会）以降の主要な論点—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 614 (2008. 5. 29.)

はじめに

I 日本外交を取り巻く課題

- 1 北海道洞爺湖サミット
- 2 日中関係
- 3 日韓関係
- 4 北朝鮮の核問題と日朝関係

II 防衛省・自衛隊、在日米軍をめぐる諸問題

- 1 装備品調達をめぐる問題と防衛省の改革・組織改編

2 新テロ特措法成立と自衛隊海外派遣「恒久法」制定の動き

3 在日米軍再編の動き

4 日米地位協定と在日米軍関係者による犯罪

おわりに

【文献リスト】

外交防衛調査室・課では、およそ半年ごとに、我が国の外交・防衛分野における当面の課題を簡単に解説したシリーズを刊行してきた。本号は、その 6 冊目にあたる。

本号では、2008 年春・夏以降、予想される外交・防衛分野の課題として、7 月に開催が予定される洞爺湖サミット、首脳外交で新たな展望が生まれつつある、中国や韓国との近隣外交、北朝鮮の核問題と日朝関係、調達問題を始めとする防衛省改革、在日米軍再編の行方、米軍犯罪の続発と地位協定が抱える問題といったテーマを取り上げ、それぞれについて最近の経緯を紹介するとともに、主な論点をまとめた。

外交防衛調査室・課

調査と情報

第 6 1 4 号

はじめに

本稿は、本誌第569号（2007年3月刊行）及び第598号（2007年10月刊行）の改訂版である。この間、内外情勢が変化していることから、第569号と第598号で取り上げた課題と本稿で取り上げる課題は、必ずしも同様ではない。また、テーマが同じであっても、この間の情勢変化を反映して、新たな論点加わっているものもある。改訂版では、2008年春以降の国政審議に資するため、対アジア外交の新たな展望や、在日米軍再編の見通しなど、今後、日本が当面する外交・防衛分野の諸課題を取り上げ、その主な論点を紹介する。

I 日本外交を取り巻く課題

1 北海道洞爺湖サミット

2008年7月7日から9日にかけて、北海道洞爺湖地域でG8サミットが開催される。今回、日本は、過去3回開催された東京サミット（1979年6月28-29日、1986年5月4-6日、1993年7月7-9日）、九州・沖縄サミット（2000年7月21-23日）に続き、5回目の議長国となる。

【G8サミット】 G8サミットは、我が国では主要国首脳会議とも呼ばれており、日本、米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、ロシアの首脳及びEU欧州委員会委員長が参加し毎年開催されるものである。首脳会合の前に開催される外相会合等も含めてこのように呼ばれる。なお、G8はGroup of Eightの略とされる。前回のハイリゲンダム・サミット（ドイツ、2007年6月6-8日）に続き、今回で34回目を迎える。

サミットの1回目はランブイエ・サミット（フランス、1975年11月15-17日）である。このサミットは6か国で構成されており、プエルトリコ・サミット（米国、1976年6月27-28日）からカナダ、デンバー・サミット（米国、1997年6月20-22日）からロシアが経済討議の一部を除いて参加している。ランブイエ・サミットは、第1次石油危機（1973年）後の世界経済の再建を目的として開催された。2回目以降も、しばらくは世界経済を主要テーマとしていたが、ソ連のアフガニスタン侵攻（1979年）を契機に政治問題も扱うようになった。また、その後環境問題等が取り上げられるようになるなど、そのときに応じて主要テーマは異なっている。

【議長国の役割】 G8サミットにおいては、議長総括を公表しサミットとしての意思表明を行う。この際、議長国の首脳は、議長として首脳間の議論をリードし合意をまとめることなどが求められる。また、議長国はG8サミットの開催について警備を含め責任を担う。

【サミットの主要テーマ】 洞爺湖サミットの主要テーマは、①環境・気候変動、②開発・アフリカ支援、③世界経済、④大量破壊兵器の不拡散をはじめとする政治問題が想定されている。①については、これに先立って行われる気候変動・クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する第4回閣僚級対話（3月14-16日、千葉）、②については第4回アフリカ開発会議（TICAD IV、5月28-30日、横浜）などの会合の成果を踏まえて議論される。

【課題】 日本政府としては、G8サミットの中で上記の主要テーマで議長国として会合をリードする必要があることに加えて、警備面でも混乱が生じないようにしなければならない。ジェノバ・サミット（イタリア、2001年7月20-22日）においては大規模なデモが発生し、グレンイーグルズ・サミット（英国、2005年7月6-8日）においては同時期にロンドンで連続爆破テ

ロ事件が起きた。G8 サミットには多数のNGOの参加も予定されているが、議長国としては警備上必要な措置は十分にとらなければならない。

他方、日本政府が重大な問題と位置づけている北朝鮮の核を含む安全保障上の問題や拉致問題については、引き続きG8 サミットとして意思表示を行うよう、議論をリードする必要がある。ハイリゲンダム・サミット議長総括においては、外交政策及び安全保障問題を概観した箇所、北朝鮮に対して、すべての核兵器及び既存の核計画並びに弾道ミサイル計画の放棄を求めるとともに、「拉致問題の早急な解決を含め、国際社会の他の安全保障及び人道上の懸念に対応するよう求める。」としている。

2 日中関係

小泉政権時代には停滞していた日中関係であるが、安倍内閣発足以降、関係の修復が進められ、要人の往来が活発化している。2007年12月に福田康夫首相が中国を訪問したのに続き、本年（2008年）5月、胡錦濤国家主席が訪日した。両首脳の会談の成果は、『戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明』及び『気候変動に関する共同声明』にまとめられた。

【チベット問題】 2008年3月、中国チベット自治区及びチベット人が多く居住する周辺地域で暴動が発生した。背景には、中国政府のチベット族に対する長年の抑圧などがあると見られるが、中国政府は、祖国の分裂か統一かの国家主権の問題として、取締りを強めた。このため、世界各地の北京五輪聖火リレーでは、事態の改善を求める抗議デモが相次いだ。4月に入り、中国政府とダライ・ラマ側の対話が始まったが、対話が実質的な意義を持つかは予断を許さない。5月の日中首脳会談では、チベット問題に関する踏み込んだ議論は行われず、共同声明でも直接的な言及は避けられた。しかし、声明中の「基本的かつ普遍的価値の追求」という文言は、この問題を念頭に置いているとされる。

【東シナ海ガス田開発問題】 2007年4月、安倍首相（当時）と温家宝首相は、日中双方が受け入れ可能な比較的広い海域での共同開発に合意した。さらに今回の首脳会談では、「細部」で合意に至らなかったものの、大きな進展があり、具体的解決のめどがたったという。今後は、共同開発の対象海域や中国がすでに開発を進めている白樺ガス田（中国名「春暁」）の扱いについて、最終調整が行われるものとみられる。

【中国製冷凍ギョーザ問題】 中国製冷凍ギョーザから殺虫剤成分が検出された事件で、毒物混入は中国での製造・梱包過程で起こった疑いがあるという日本の捜査当局の見解に、中国政府は強く反論し、日本での混入の可能性を示唆した。5月の会談で、福田首相は真相の究明を強く求めたが、胡主席は中国側の立場を述べるに留まり、具体的な成果は得られなかった。

【地球温暖化問題】 『気候変動に関する共同声明』の中で、中国は、温室効果ガスの削減に関する日本のセクター別アプローチ案を「重要な手段」として評価した。従来中国は、温室効果ガスの削減問題に消極的とされていたことから、洞爺湖サミットの重要課題であるこの問題に、中国の理解と関与を得たことは、一定の前進といえよう。

【日本の国連安保理常任理事国入りと台湾問題】 日本の国連安保理常任理事国入りに関連して、今回の共同声明では、「日本の国際連合における地位と役割を重視」という一步踏み込んだ表現がなされたが、中国の積極的な支持は得られなかった。他方中国は、日本に台湾独立不支持を求めたとされるが、日本は、1972年の日中共同声明の立場を堅持するという、これまでの見解を崩さなかった。

【歴史認識問題】 過去の日中間の政治文書では、歴史認識問題に関する記述のあり方が常に論点となった。しかし5月の首脳会談で、この問題はほとんど取り上げられず、共同声明では歴史を直視しながらも、あくまで未来を志向する日中関係が謳われた。歴史認識問題は、両国の世論が過熱しやすい分野だけに、歴史共同研究などを通じた相互理解の促進が求められる。

日中両首脳は、洞爺湖サミットと北京五輪を成功させたいという、それぞれの利害を抱えており、双方が今回の会談の意義を強調した。しかし、個別の懸案は先送りされた面もあり、今後、東シナ海のガス田開発や温室効果ガス削減等の分野における協力が実現し、実質的な「戦略的互惠関係」を構築できるかが注視される。

3 日韓関係

2008年4月20日から21日にかけて、李明博韓国新大統領が訪日し、日韓首脳会談が行われた。韓国大統領の訪日は、3年4か月ぶりのことであり、2月に発足した新政権との、「日韓新時代」の構築に向けた期待が高まっている。

【盧武鉉前政権期における両国関係】 2003年2月の盧武鉉大統領の就任当初は、日韓関係における「未来志向」が両国間で強調されていた。同年6月の首脳会談では、未来志向の両国関係の発展を謳った共同声明が発表され、2004年7月に行われた首脳会談（韓国・済州島）後の共同記者会見で、盧大統領は歴史認識問題に関し、任期中、公式には提起しない方針を表明していた。同年12月の首脳会談（鹿児島・指宿）では、両国首脳の相互訪問（シャトル首脳外交）の定例化が合意された。しかし、島根県による「竹島の日を定める条例」の制定に対する反発（2005年）を契機として韓国側の対日姿勢は硬化し、小泉首相（当時）の靖国神社参拝に対する抗議や、日本の歴史教科書検定に対する批判も相次いだ。悪化した両国関係を立て直すため、安倍首相（当時）は就任直後の2006年10月に訪韓し、盧大統領と首脳会談を行った。会談では、未来志向の友好関係構築を目指すことで一致したが、歴史認識問題をめぐって盧大統領から、靖国神社、歴史教科書、従軍慰安婦の問題が二国間の大きな課題として提起された。

【李明博新政権の発足と訪日の結果】 李明博新大統領は、当選直後から、駐韓日本大使との会談や特使の相互派遣など、日韓関係の修復に向けた対応に着手した。2008年2月25日に行われた韓国大統領就任式には福田首相が出席し、新大統領との初会談が行われた。両首脳は、未来志向の「日韓新時代」を構築する考えで一致し、シャトル外交の再開が合意された。これを受け、4月20日から21日に李大統領が訪日して日韓首脳会談を行い、経済・人的交流の拡充や北朝鮮問題での協力などを内容とする日韓共同プレス発表を行った。さらに、7月9日に北海道・洞爺湖で開催されるG8サミットの拡大会合出席のために李大統領が訪日することや、本年（2008年）後半に福田首相が訪韓することも確認された。

【新たな日韓関係の展望】 李大統領は、理念でなく国益・実利を優先する「実用外交」を掲げている。2008年1月、記者会見で日本との歴史問題について「韓日の成熟した関係をつくるため、私自身は謝罪や反省を求めたくない」と発言し、両国間の懸案として歴史問題をことさらに提起しない考えを表明した。しかし同時に、「日本は、要求がなくてもそういう話ができるような成熟した外交をすと思う」とも述べて含みを残した。両国関係の順調な進展のためには、我が国にとって、今後も慎重な対応が必要とされよう。

日韓間の最大の共通課題である、北朝鮮問題への対応も注目される。李大統領は、2月に行った就任演説で、対北朝鮮政策について、核の放棄と開放政策の進展を優先する考えを示した。

これは、北朝鮮への経済支援を推進した前政権の政策を転換するものといえる。さらに、4月の日韓首脳会談では、日米韓・日中韓の連携強化にも言及がなされた。また、日本人拉致問題について、李大統領から、問題解決のため協力する意向が表明された。

4 北朝鮮の核問題と日朝関係

【2007年10月の合意】 2007年10月3日、6者協議において、北朝鮮の核放棄に向けた「第二段階の措置」の具体的な内容が合意された。北朝鮮は、2007年末までに、3つの核施設を無能力化し、すべての核計画を完全かつ正確に申告し、米国は、北朝鮮核施設の無能力化を主導し、北朝鮮がとる行動と並行して、北朝鮮のテロ支援国家指定解除と対敵国通商法適用終了の作業を進める、とされている。これは、2005年9月、2007年2月に続く3つ目の合意である。

表1 2007年10月の合意文書の概要（実施当事者別の整理）

共同声明の実施のための第二段階の措置（第6回協議第2セッション）	
6者	<ul style="list-style-type: none"> 初期段階措置の実施を確認 初期段階措置文書に従い、北朝鮮に100万トン（既に供給された10万トンを含む）の重油に相当する経済、エネルギー、人道支援を提供。具体的には経済エネルギー部会で決定 適切な時期に6者閣僚会合を北京において開催し、それに先立ち、首席代表者会合を開催
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> 共同声明、初期段階措置の下で対象となるすべての既存の核施設を無能力化 2007年末日までに、寧辺の3施設の無能力化を完了。具体的な方法は、専門家グループの推薦により、首席代表が採択。無能力化は米国が主導 2007年末日までに、初期段階措置文書に従って、すべての核計画の完全かつ正確な申告を行う 核物質、技術及びノウハウを移転しないとの約束を再確認
米国	テロ支援国家指定解除作業の開始と、対敵国通商法適用終了の作業についてのコミットメントを想起しつつ、米朝部会のコンセンサスを基礎として、北朝鮮の行動と並行してコミットメントを履行
米・朝	二者間の関係改善、完全な外交関係を目指すことを引き続き約束
日・朝	平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として早期に国交を正常化するため、誠実に努力し、両者間の協議を通じ、具体的な行動を実施していくことを約束

（注）2005年9月の共同声明及び2007年2月の合意文書の概要については、国立国会図書館調査及び立法考査局外交防衛調査室・課「日本の当面する外交防衛分野の諸課題」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』598号、2007.10.30、p.3を参照。
（出典）外務省「共同声明の実施のための第二段階措置（仮訳）」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/index.html>

【無能力化、核計画申告の遅延】 核施設無能力化の作業は、2007年11月から着手されたが、期限内には完了せず、現在も進行中である。一方、核計画の完全な申告も行われていない。2008年5月、北朝鮮は寧辺の原子炉の稼働記録を米国側に提出したが、ウラン濃縮計画やシリア等への核技術移転の有無、申告内容の検証方法等については、米朝間の協議が続いている。

【日朝関係の停滞・当面の展望】 2007年9月に日朝国交正常化の作業部会が開かれたが、それ以降、表立った進展は見られない。政府は、北朝鮮が核計画申告や拉致問題において具体的な対応をとっていないとして、2006年10月から実施している北朝鮮への経済制裁（北朝鮮籍船の入港禁止や北朝鮮からの輸入禁止）を、2008年4月14日以降さらに半年間延長した。

2007年10月以降、核問題のプロセスは遅延しているが、それ以上に日朝関係は停滞している。この間、韓国では政権が交代し、李明博大統領（2008年2月就任）は、北朝鮮への大規模経済協力は非核化を条件とする方針を表明した。また、北朝鮮政策での日米韓3国の協調を円滑にする動きもみられる。一方で、北朝鮮による核計画申告やその検証作業が進めば、米国が北朝鮮のテロ支援国家指定を解除する可能性も指摘されている。日朝関係の停滞ゆえに日本が核問題のプロセスに積極的に関与できず、他の関係国との政策上の隔たりが広がることもありうる。日朝間の懸案解決のためには、北朝鮮側の前向きな対応が不可欠であるが、それを促す

ためにはどのようなアプローチや提案が有効なのか。幾度となく問われてきたことではあるが、現在実施中の経済制裁の有効性を含め、各方面で議論を深めておく必要がある。

Ⅱ 防衛省・自衛隊、在日米軍をめぐる諸問題

1 装備品調達をめぐる問題と防衛省の改革・組織改編

【調達改革の進展】 装備品調達をめぐる守屋武昌前事務次官の汚職事件を受けて、防衛省は、調達改革計画に着手し、2008年3月28日、「総合取得改革推進プロジェクトチーム」による最終報告書が発表された。同チームは、昨年（2007年）10月18日、防衛大臣の「総合取得改革の加速に関する大臣指示」を受けて発足したもので、これまで防衛省が継続的に取り上げてきた、調達改革に係る諸課題に加え、特に、一連の不祥事で注目された、商社経由の輸入調達をめぐる問題点に焦点を当てつつ、検討を進めた。報告書は、海外メーカーとの直接契約推進、在米輸入調達専門官の増員、メーカーへの見積書の直接照会、過大請求に対する違約金の倍増など、商社による不正な水増し請求等に対する防止策・制裁強化策を打ち出した。

【調達改革の課題】 防衛庁調達実施本部事件（1998年）を契機として、防衛省は、省内の検討組織や有識者から成る審議会等により、調達改革に関する検討を進めてきたが、その間、装備品調達をめぐる問題点が、抜本的に解消されることは無かった。上記最終報告書において、主として輸入調達に係る改革案が発表されたが、装備品調達の分野では、依然として、随意契約の多さや防衛産業への天下りなど、構造的な問題が残されている。今後は、これらの課題のほか、防衛省による改革の実効性や、諸外国における装備品調達の現状と課題、我が国の防衛政策上真に必要なとされる装備品とは何か、といった問題が議論されるであろう。

【防衛省改革をめぐる動き】 一方、守屋前次官の汚職事件やイージス艦の情報漏えい問題、海上自衛隊の給油量隠ぺい問題など、防衛省をめぐる不祥事が続発したことで、政府は、官邸主導による防衛省改革のため、官房長官の下に「防衛省改革に関する有識者会議」を設置した。同会議は、①文民統制の徹底、②厳格な情報保全体制の確立、③防衛調達の透明性を検討課題にあげており、2007年12月3日（第1回）以降、現在まで9回開かれている。なお、これとは別に、防衛省内に「防衛省改革推進チーム」、自民党の安全保障調査会に「防衛省改革小委員会」が設けられており、防衛省改革をめぐる、官邸・防衛省・自民党がそれぞれの組織により検討を進める格好になっている。

【組織改編構想】 防衛省改革をめぐる最近の動きのなかで、最も注目されているテーマのひとつは、組織改編問題である。石破茂防衛大臣は、内局と自衛隊の各幕僚監部を統合し、背広組と制服組を一体化させた形で、①防衛力整備、②部隊運用、③国会対策・広報の機能別に改編する構想を抱いているとされる。これに対し、自民党の「防衛省改革小委員会」でも、2008年4月24日、部隊運用を制服組主導に変えるため、内局の運用企画課を廃止し、新たに「統合司令部」を設ける案や、「文官統制」の根拠とされる参事官制度の廃止などを盛り込んだ提言を発表した。こうした一連の動きは、シビリアン・コントロールのあり方をめぐる議論を今後改めて活性化するであろう。

2 新テロ特措法成立と自衛隊海外派遣「恒久法」制定の動き

【新テロ特措法の成立と補給活動の再開】 2001年12月から海上自衛隊がインド洋で行ってきた多国籍軍への補給活動は、根拠法の「テロ特措法」（平成13年11月2日法律第113号）の期限切れにより、2007年11月に中止されたが、翌年1月に「新テロ特措法」（平成20年1月16日法律第1号）が参議院での否決と衆議院での再可決を経て成立したため、2月下旬から再開された。

同法の期限は2009年1月である。それ以降も活動を継続する場合には、その是非が国会で議論されることとなる。その際には、政府は、十分に情報を開示して補給活動の実態や効果等を説明し、国会は、それらの評価・検証をふまえて賛否を議論することが求められよう。

【「恒久法」をめぐる最近の動き】 新テロ特措法に関連して、自衛隊が（PKO や国際緊急援助以外の）国際協力活動を随時行うための「恒久法（一般法）」制定を目指す動きが出ている。

2007年10月の新テロ特措法案提出後、福田首相、町村信孝官房長官、高村正彦外務大臣等から恒久法制定に積極的な発言が相次ぎ、2008年2月には、自民党内に「国際平和協力の一般法に関する合同部会」が発足した。さらに、自民・公明両党合同のプロジェクトチームが設置される予定もあるが、公明党は早期の法整備には慎重な姿勢と伝えられる。一方で、この問題は、今後与野党の垣根を超えた課題となる可能性もある。昨年（2007年）11月の福田首相と小沢一郎民主党代表との会談では恒久法の問題がとりあげられた。また、超党派の議員連盟も、恒久法の議論を行って独自案を検討する方針であると伝えられている。

【「恒久法」の論点】 「恒久法」の必要性を説く議論は、既に数年前から提起されている（表2参照）。内閣官房においても、2003年8月以降、法案の準備作業が進められている。

表2 自衛隊海外派遣「恒久法」に関する最近の主な提案

年月	作成者	主な内容
2002.12	国際平和協力懇談会 (福田官房長官主催) 「報告書」	<ul style="list-style-type: none"> 国際平和協力業務において、「警護任務」及び「任務遂行を実力をもって妨げる試みに対する武器使用」を可能に 国連決議に基づく「多国籍軍」への後方支援に関する一般法の整備を検討
2003.4	自由党 「安全保障基本法案」	<ul style="list-style-type: none"> 国連決議や国際機関の要請に基づき、国際の平和と安全の維持・回復のための活動（武力行使を伴う活動を含む）等に積極的に協力 常設の組織として、防衛庁に国際連合平和協力隊を置く
2004.10	安全保障と防衛力に関する懇談会（小泉首相主催） 「報告書」	<ul style="list-style-type: none"> 国際平和協力のための一般法の整備を検討すべき 「治安維持のための警察的活動」や「任務遂行に必要な武器使用権限の付与」について検討すべき
2006.8	自民党国防部会防衛政策検討小委員会 「国際平和協力法案」 ※国会未提出	<ul style="list-style-type: none"> 国際平和協力活動は、国連の決議や要請、紛争当事者の合意に基づく要請、国連加盟国等による要請に基づき実施 「安全確保活動」や「警護活動」も実施し、活動に対する妨害の防止や抵抗の抑止のため、合理的に必要と判断される範囲で、武器使用が可能

（出典）首相官邸、衆議院、経済同友会の各HP及び各種報道による。

この背景には、主に2つの考え方がある。1つは、個別法制定に伴う政治的リスクや、対応の遅れを解消する必要性があるとの認識である。昨年秋以降、与党側を中心にこの認識が強まっている。もう1つは、「国際的な安全保障環境の改善」に日本が積極的に参画するためには、従来の憲法解釈にとらわれない考え方が必要との認識である。具体的には、警護活動や、任務遂行のための武器使用を可能とすること等が提案されている（表2参照）。

今後の議論では、上記のような考え方の是非にとどまらず、海外派遣の条件、活動内容、武器使用基準、国会関与の仕組み、文民との協力・役割分担等が、重要な論点となるであろう。

3 在日米軍再編の動き

【計画から実施段階へ】 2002年以來の在日米軍再編に関する日米交渉は、日米安全保障協議委員会(2プラス2)における2005年10月の中間報告(「日米同盟:未来のための変革と再編」)、2006年5月の最終報告(「再編実施のための日米のロードマップ」)をもって合意をみた。計画の柱は、日米の防衛協力の強化と、普天間代替施設建設や岩国基地への空母艦載機移駐をはじめとする在日米軍基地の再編である。再編によって基地が集中する沖縄の負担軽減が図られる一方、新たな負担を負う自治体もあり、政府と自治体の調整は難航してきた。

この間、「米軍再編特別措置法」(平成19年5月30日法律第67号)が制定され、政府は、基地受入れ自治体への再編交付金制度を設け、また、米海兵隊のグアム移転の施設建設への出費を円滑に進めるための施策を盛り込むなど、再編措置促進を図ってきた。再編は計画から実施段階に入り、順次進捗しているが、依然課題が残されている。

【岩国市長選挙の結果と基地再編】 岩国基地には厚木の空母艦載機と普天間の空中給油機飛行隊が移転され、極東最大級の航空基地となる。岩国市(山口県)では、2006年3月に再編に関する住民投票が行われ、騒音、事故の危険、治安悪化への懸念を背景に、受入れ反対が89%を占めた。さらに、同年4月の町村合併に伴う市長選挙でも反対派が圧勝するなど、かねて地元の根強い反対があった。政府は、再編に非協力的として同市を再編交付金の交付対象から除外した上、1996年SACO(沖縄に関する特別行動委員会)合意による、普天間飛行場の空中給油機受入れの見返りに支給されていた市庁舎建設補助金も凍結する強硬姿勢をとった。

財政逼迫に直面した前市長は市議会と対立し辞職した。これを受けて行われた出直し市長選挙(2008年2月)では、再編に柔軟姿勢をとる新人候補が当選した。新市長は、政府と十分な交渉を行うことを前提に基地再編を容認すると表明し、同市は再編交付金の対象に指定され、補助金復活も約束された。騒音問題や住宅地建設など調整事項が残るが、滑走路の沖合移設工事完了後(2008年度)には、空母艦載機受け入れ用の施設建設が本格化するとみられている。

【普天間代替施設建設問題の動向】 最終報告では、普天間飛行場の代替施設として、2014年までにキャンプ・シュワブ沿岸部へV字型滑走路を建設することとなっている。沖縄県はSACO合意を受け検討した辺野古崎沖移設案で2002年に政府と基本合意していたものの、住民の強い反対から建設がこれまで進捗せずいた。最終報告を受け、県、名護市、宜野座村など地元自治体と政府で2006年8月に「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を設置したが、第1回協議会から翌年1月の第3回協議会まで、可能な限り滑走路の沖合移動を求める自治体側と、計画変更に応じない政府との間で対立があった。なお、米国側は合意案修正には否定的な姿勢をとっている。

福田政権発足後の2007年11月には10か月ぶりに第4回協議会が開催され、本年(2008年)4月の第7回協議会では、自治体側からの地元の意向と環境に配慮した沖合移動の再要求に対し、従来難色を示していた政府側も協議に応じる意向を示した。さらに、県が政府の環境影響評価(アセスメント)調査を許可するなど、相互に歩み寄りの姿勢を見せ、名護市と宜野座村は再編交付金の対象に追加指定された。今後も沖合移動をめぐる協議が継続される予定だが、具体的な決着の見通しはたっていない。

【再編に関するその他の動きと課題】 再編交付金に関しては、再編に非協力的との理由から、当初7つの自治体が交付対象外とされていた。このうち、陸上自衛隊による米軍キャンプ・ハ

ンセンの共同使用に反対していた金武町、恩納村、宜野座村（いずれも沖縄県）は、再編交付金制度の設置後、受入れ容認に転じた。現時点で交付対象外とされているのは座間市（神奈川県）のみである。同市は依然再編反対の姿勢を崩しておらず、今後の展望は開けていない。

その他、最終報告では、グアム移転による沖縄の負担軽減と引き換えに、施設及びインフラ整備費のうち59%にあたる60億9千万ドル（約6,090億円）を日本側が負担することで合意している。これに対しては、負担が高額な上、見積り額の積算根拠に不透明な要素が多いなど、政府内でも問題視する声があり、防衛省からは見積り額の減額に向け米側と調整を図る考えが示されている。また、普天間代替施設建設やこれとパッケージとなるグアム移転及び嘉手納基地以南の基地施設返還において、当初計画からの遅れがみられることから、最終報告通り2014年までの今後6年間で再編完了に至るかどうかが、懸念する声があがっている。

4 日米地位協定と在日米軍関係者による犯罪

【地位協定の問題点】 在日米軍の法的地位を定めた日米地位協定には、以前から各種の問題点があると指摘されてきた。在日米軍関係者による犯罪に関しては、刑事裁判権に関する同協定第17条が問題となることが多い。同条の規定によれば、米軍内での犯罪や、米軍人が公務執行中に犯した犯罪に対する一次裁判権は米国有し、その他の犯罪に対する一次裁判権は日本が有する。日米両国は、裁判権を有する相手国への被疑者の身柄引き渡しについて相互に援助するとされるが、日本が一次裁判権を有する場合でも、被疑者が米国の管理下にある時は、起訴までは米国の被疑者の身柄を拘束することができる。この点について、被疑者が米軍基地内にとどまったままでは、日本の司法当局による捜査に支障が生じ、被疑者が証拠隠滅や口裏あわせ等を行う可能性もあると指摘されている。

【運用改善の経緯】 1995年に沖縄で発生した海兵隊員による少女暴行事件では、犯罪の凶悪性からしても、早期に被疑者を日本側に引き渡すべきだとの声が高まった。このため、日米両国は同年10月の日米合同委員会において、第17条の運用改善に合意した。合意内容は、「殺人または婦女暴行という凶悪な犯罪の特定の場合」は、日本からの起訴前の身柄引き渡し要請に対して米国は「好意的な配慮」を払い、また、「その他の特定の場合」についても、日本が合同委員会で提示する「特別の見解を十分に考慮する」というものであった。

さらに、2004年4月の合同委員会では、1995年の合意を促進するための措置として、①起訴前の身柄引き渡しを日本が求める場合、取り調べに米国の捜査官の同席を認め（米国は取り調べ時に米兵の権利が侵害されることを懸念していたため）、②引き渡し要求ができる犯罪範囲（「その他の特定の場合」）から、いかなる種類の犯罪も除外しないことが合意された。ただし、米国は日本の要請に「好意的な配慮」を払う義務を負うだけであり、起訴前の身柄引き渡しが義務化されたわけではない。

【相次ぐ米軍犯罪】 2008年に入って米軍関係者による犯罪が多発したことで、改めて地位協定の問題点がクローズ・アップされ、米軍関係者による犯罪をめぐり、身柄引き渡し以外にも問題点が存在することが明らかとなった。2月10日、在沖海兵隊の2等軍曹による女子中学生暴行事件が発生した。この事件では、沖縄県警が米兵を逮捕し、その後も身柄は引き続き日本側が拘束したため、身柄引き渡しに関する問題は生じなかった（その後、被害者が告訴を取り下げたため那覇地検は不起訴処分としたが、現在、米軍の軍法会議で審理が行われている）。

しかし、被疑者が基地外に居住していたことから、基地外居住米兵の取り扱いが論点に浮上

した。地位協定は、米軍関係者の出入国との関連で日本の外国人登録・管理法令の適用除外を定めているが、基地外居住については明確な規定が存在しない。従来、基地外に居住する米軍関係者の人数は、原則として地元自治体以外には公開されないこととされていた。暴行事件を契機として、政府は公表を前提として米国に情報提供を求め、2月末に自治体ごとの居住人数が公表された。しかし、米軍は、基地外居住者の登録には否定的な態度を示している。また、政府は、犯罪再発防止策として日米共同パトロールの実施を提案したが、沖縄県警は、日米間で逮捕権が競合する事態を懸念して、この提案に難色を示している。

3月19日には横須賀でタクシー運転手刺殺事件が発生した。被疑者は脱走兵であったが、地位協定は脱走米兵の取り扱いを規定しておらず、日本の警察に事実を伝えて捜索の協力を求めるか否かは、米国の判断に委ねられていた。今回の事件に関しては、米軍は日本の警察に連絡をしておらず、脱走米兵は22日に米軍により身柄を拘束され、4月1日になって犯行を認めたため、3日の合同委員会で日本側への身柄引き渡しが合意された。この事件を受けて、脱走米兵に関する情報を日米が共有する必要があるとの声が高まり、日米両国政府は5月15日の合同委員会で、米軍は脱走認定手続きを迅速化すること、脱走認定後に米国は日本に逮捕要請を行い脱走兵の情報を提供すること等を合意した。

【協定改定をめぐる動き】 このような動きの中で、民主、国民新、社民の3党は、3月27日に地位協定改定の統一案に合意した。この改定案は、かねてから問題となっていた基地の提供と返還、基地の管理権、環境問題等に関する規定の改定・新設に加え、日本が一次裁判権を有する犯罪の被疑者は日本の施設で拘束されること、基地外に居住する米兵には外国人登録に関する日本の法令を適用すること等も義務づけている。しかし、政府は、問題点には運用改善で対処可能であり、協定改定の必要はないとの従前からの姿勢を崩していない。米国側も同様の見解であり、在日米軍司令官も4月に「日米地位協定は他国との協定と比べてもホスト国（日本）に有利になっている」と述べている。

おわりに

本稿では取り上げなかった課題であるが、外交分野では日露関係、防衛・安全保障分野ではクラスター爆弾の規制なども、今後国政審議において重要テーマになると予想される。2008年4月26日、福田首相とプーチン大統領による日露首脳会談が行われた。東シベリアの油田共同探鉱や、北朝鮮問題・地球環境問題をめぐる連携で合意するなど、会談は一定の成果をあげたとみられるが、領土問題については、具体的な議論に発展せず、交渉継続を確認するに止まった。今後は、領土問題の進展を見ずえた、ロシア新政権への我が国の対応が論点となるであろう。

クラスター爆弾の規制については、有志国による本年（2008年）中の禁止条約作りを目指す「オスロ・プロセス」が進行中である。2008年2月22日、日本は、ニュージーランドで開かれた国際会議において、禁止条約を作る「政治宣言」に署名した。4月25日には、禁止を目指す超党派の議員連盟も発足し、規制に向けた議論が高まりつつある。これまで、我が国は、防衛能力を阻害するとの理由から、全面禁止には消極的な立場をとってきた。今後は、人道被害との関係や軍縮政策における位置づけなどの観点から、改めて、禁止条約交渉に向けた我が国の姿勢が議論されるであろう。

【文献リスト】

本稿で取り上げた課題について、読者にとって参考となり、また、比較的入手が容易であると思われる文献をリストにした。

◆北海道洞爺湖サミット

川西晶大「G8 サミットへのNGO・市民社会の関与」『レファレンス』688号, 2008. 5, pp. 89-109.

◆日中関係

国分良成ほか「座談会 日中関係の構造変化に目を向けよ（特集 胡錦濤の中国—台頭するグローバル・パワー）」『外交フォーラム』21巻5号, 2008. 5, pp. 14-22.

増田雅之「『和諧世界』論をめぐる中国外交の二律背反性」『東亜』491号, 2008. 5, pp. 36-47.

◆日韓関係

「特集 大統領選挙後の韓国」『外交フォーラム』236号, 2008. 3, pp. 13-46.

「特集 力量問われる李明博新政権」『東亜』490号, 2008. 4, pp. 10-42.

◆北朝鮮問題

「クリストファー・ヒルが語る対北朝鮮交渉の今後」『フォーリン・アフェアーズ日本語版』2008. 2, pp. 37-41.

富田圭一郎「I 北朝鮮問題」外交防衛調査室・課「日本の当面する外交防衛分野の諸課題—第168回国会（臨時会）以降の主要な論点—」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』598号, 2007. 10. 30, pp. 1-3.

◆装備品調達・防衛省改革問題

江畑謙介「防衛省よ、「ムダな出費」は本当にそれだけか？」『諸君』40巻2号, 2008. 2, pp. 44-52.

◆自衛隊海外派遣問題

饗場和彦「平和構築に自衛隊をどう生かすか なし崩しでは危うい海外派遣」『論座』119号, 2005. 4, pp. 232-239.

村瀬信也「安全保障に関する国際法と日本法（下） 集団的自衛権及び国際平和活動の文脈で」『ジュリスト』1350号, 2008. 2. 15, pp. 52-66.

◆在日米軍再編

福田毅「在日米軍と自衛隊の再編計画—「再編実施のための日米のロードマップ」の概要と論点」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』541号, 2006. 5. 29.

江畑謙介『米軍再編』新版, ビジネス社, 2006. 11.

◆地位協定・米軍の犯罪

岩本誠吾「日米地位協定の見直し交渉過程覚書 公務外犯罪における米兵容疑者の身柄引渡しをめぐる」『京都産業大学世界問題研究所紀要』2005, pp. 43-55.

地位協定研究会『日米地位協定逐条批判』新日本出版社, 1997.

【執筆者一覧】

北海道洞爺湖サミット	松山健二
日中関係	濱川今日子
日韓関係	島村智子
北朝鮮の核問題と日朝関係	富田圭一郎
装備品調達をめぐる問題と防衛省の改革・組織改編	鈴木 滋
新テロ特措法成立と自衛隊海外派遣「恒久法」制定の動き	富田圭一郎
在日米軍再編の動き	久古聡美
日米地位協定と在日米軍関係者による犯罪	福田 毅